行政相談委員・民生委員・人権擁護委員・保護司制度の基本部分比較表

根拠法 行政相談委員法(昭和41年制定) 人権擁護委員法(昭和24年制定) 保護司法(昭和25年制定) 民生委員法(昭和23年制定) 民生委員法(昭和25年の本) 日本委員は、社会奉任の精神をもつ	
進に資するため、苦情の相談に関する 業務の委嘱について必要な事項を定 め、もつて行政の民主的な運営に寄与 することを目的とする。 (行政相談委員法第1条)	J定)
業務の委嘱について必要な事項を定め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 (行政相談委員法第1条) 「行政相談委員法第1条) 「在擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	手神をも
め、もつて行政の民主的な運営に寄与することを目的とする。 (行政相談委員法第1条) 参員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	.って相
日本の主とを目的とする。 (行政相談委員法第1条) 一般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	2行い、
(行政相談委員法第1条) 護に遺漏なきを期することを目的とする。 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	りるもの
する。 人権擁護委員は、国民の基本的 人権が侵犯されることのないように 監視し、若し、これが侵犯された場 合には、その救済のため、すみや かに適切な処置を採るとともに、常 に自由人権思想の普及高揚に努 めることをもつてその使命とする。	
人権擁護委員は、国民の基本的 人権が侵犯されることのないように 監視し、若し、これが侵犯された場 合には、その救済のため、すみや かに適切な処置を採るとともに、常 に自由人権思想の普及高揚に努 めることをもつてその使命とする。	
人権が侵犯されることのないように 監視し、若し、これが侵犯された場 合には、その救済のため、すみや かに適切な処置を採るとともに、常 に自由人権思想の普及高揚に努 めることをもつてその使命とする。	
監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	
合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。	
かに適切な処置を採るとともに、常 に自由人権思想の普及高揚に努 めることをもつてその使命とする。	
に自由人権思想の普及高揚に努 めることをもつてその使命とする。	
めることをもつてその使命とする。	
(1+x+x+x+y+x+y+x+y+x+y+x+y+x+y+x+y+x+y+x+	
(人権擁護委員法第1条、2条)	
委嘱 総務大臣が法に定める業務を委嘱。委 委員は法務大臣が委嘱 保護司は法務大臣が委嘱 委員は厚生労働大臣が委嘱 委員は厚生労働大臣が委嘱	蓦
嘱を受けた者を行政相談委員と称する。 (人権擁護委員法第6条) (保護司法第3条) (民生委員法第5条)	
(行政相談委員法第2条)	
地方公共団 (地方公共団体からの推薦等は規定され 市町村長は、その市町村議会の (地方公共団体からの推薦等は規定さ 都道府県知事の推薦	
体からの推 ていない。実際上、総務省訓令に基づ 意見を聞いて委員の候補者を推 れていない。) その推薦に当たっては、市	町村に
薦 手 続 等 き、市町村の意見を聞いて人選すること 薦 設置された民生委員推薦会(
(法定のも) としている。) (人権擁護委員法第6条) 議会の議員、民生委員等が	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
地方社会福祉審議会の意	•
(民生委員法第5条)	

区分	行政相談委員	人権擁護委員	保護司	民生委員
委員の性格	民間人	民間人	非常勤の国家公務員	特別職の地方公務員(非常勤)
	(立法時の考え方に公務員として位置付け	(人権擁護委員法5条に、国家公務	(保護司法では規定されていないが,	(行政実例(昭26))
	ない旨示されている。)	員法を適用しない旨規定されている。なお、平成 14 年に国会提出さ	「人事院規則14-7第1項但書に定める	
		1 15年に廃案となった人権擁護法	諮問的な非常勤の職員の指定につい	
		案においては、国家公務員として	て」(昭和 26.8.10 人事院指令14-3)に	
		位置付け)	より指定されている。)	
業務∙職務	以下の業務を委嘱	委員の職務は以下のとおり	保護司は、地方更生保護委員会又は	委員の職務は以下のとおり
	一国の行政機関、独立行政法人・特殊	一 自由人権思想に関する啓もう及	保護観察所の長から指定を受けて当	一 住民の生活状態を必要に応じ適
	法人(政令で定めるもの)の業務に関す	び宣伝をなすこと。	該地方更生保護委員会又は保護観察	切に把握しておくこと。
	る苦情の相談に応じ、申出人に助言を	二民間における人権擁護運動の	所の所掌に属する事務に従事するほ	二援助を必要とする者がその有する
	し、総務省または当該関係機関にその 苦情を通知	助長に努めること。 三 人権侵犯事件につき、その救済	か、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従	能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する
	舌帽を週却 二 通知をした苦情に関して、行政機関等	二 八権受犯事件につき、その救済 のため、調査及び情報の収集を	護可云の計画の足めるところに促 い、次に掲げる事務であつて当該保	ぴことができるよりに生活に関する 相談に応じ、助言その他の援助を
	の照会に応じ、及び必要があると認める	なし、法務大臣への報告、関係機	護観察所の所掌に属するものに従事	行うこと。
	場合に当該行政機関等における処理の	関への勧告等適切な処置を講ず	するものとする。	こうここ。 三 援助を必要とする者が福祉サービ
	結果を申出人に通知	ること。	一 犯罪をした者及び非行のある少年の	スを適切に利用するために必要な
	(行政相談委員法第2条)	四 貧困者に対し訴訟援助その他そ	改善更生を助け又は犯罪の予防を図	情報の提供その他の援助を行うこ
		の人権擁護のため適切な救済方	るための啓発及び宣伝の活動	Ł.
		法を講ずること。	二 犯罪をした者及び非行のある少年の	四 社会福祉を目的とする事業を経
		五 その他人権の擁護に努めるこ	改善更生を助け又は犯罪の予防を図	営する者又は社会福祉に関する活
		と。(人権擁護委員法 11 条)	るための民間団体の活動への協力	動を行う者と密接に連携し、その事
			三 犯罪の予防に寄与する地方公共団	業又は活動を支援すること。
			体の施策への協力	五 社会福祉法 に定める福祉に関す
			四 その他犯罪をした者及び非行のある 少年の改善更生を助け又は犯罪の予	る事務所(以下「福祉事務所」とい う。)その他の関係行政機関の業務
			防を図ることに資する活動で法務省令	う。)その他の関係行政機関の業務 に協力すること。 等
			で定めるもの(保護司法第8条の2)	(民生委員法第14条)
業務・職務に	- 委員は、その業務に関して総務大臣の	- - 委員は、職務に関して法務大臣	保護司は、保護観察官で十分でない	
関する指導、	指導を受ける。	の指揮監督を受ける。	ところを補い、地方更生保護委員会又	
指揮監督	(行政相談委員法第7条)	(人権擁護委員法第 14 条)	は保護観察所の長の指揮監督を受け	村長は、委員の職務に関して必要
			て、保護司法の定めるところに従い、そ	な指導をすることができる。
			れぞれ地方更生保護委員会又は保護	(民生委員法第 17 条)
			観察所の所掌事務に従事する。	
			(更生保護法 32 条)	

区分	行政相談委員	人権擁護委員	保護司	民生委員
地方公共団		(「人権教育及び人権啓発の推進	地方公共団体は、保護司、保護司会	(生活保護法 22 条、身体障害者福
体との関係		に関する法律」に基づき、国・地	及び保護司会連合会の活動が、犯罪	祉法 12 条の2、児童福祉法 16 条
等		方公共団体と連携して人権啓発	をした者及び非行のある少年の改善更	の2等の法令において、民生委員
		活動を実施することとされており、	生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄	は市町村長等の事務の執行に協
		人権擁護委員も法務省の人権擁	4 会の女生及の住民倫征の同上に奇 与するものであることにかんがみ、その	力すべきこと等が規定されてい
		護機関として、地方公共団体と連	地域において行われる保護司、保護	る。)
		携して活動している。)	司会及び保護司会連合会の活動に対	
			して必要な協力をすることができる。	
			(平10の一部法改正で追加)	
			(保護司法第17条)	
委員に対す	委員は、報酬を受けない。	委員には、給与を支給しないもの	保護司には、給与を支給しない。	委員には、給与を支給しないものと
る費用の負	予算の範囲内で、業務遂行のため要す	とする。	予算の範囲内において、その職務を	する。
担(財政措	る費用の支給を受けることができる。	予算の範囲内で、職務を行うた	行うために要する費用の全部又は一部	民生委員、民生委員推薦会、民生
置)	(国の実費弁償金として予算措置)	めに要する費用の弁償を受けるこ	の支給を受けることができる。	委員協議会及び民生委員の指導訓
	(行政相談委員法第8条)	とができる。	(実費弁償のための経費を予算措置)	練に関する費用は、都道府県がこれ
		(国の実費弁償金として予算措置)	(保護司法第12条)	を負担する。
		(人権擁護委員法第8条)		国庫は、都道府県が負担した費用
				のうち、厚生労働大臣の定めるもの
				については、予算の範囲内で、その
				一部を補助することができる。
				(実費弁償費等を地方交付税により)
				措置。それ以外にも、委員活動上必
				要な知識及び技能を修得させるた
				めの研修事業に対する国庫補助事
				業あり)
				(民生委員法第 10 条、第 26 条、第
				28 条)

区分	行政相談委員	人権擁護委員	保護司	民生委員
その他				
i 任期	2年以内	3年	2年	3年
ii 人数	約 0.5 万人(20 年 12 月)	約1.4万人(20年4月)	約 4.9 万人(20 年 3 月)	約 22.7 万人(20 年 3 月)
iii 委員組 織	規定なし	人権擁護委員協議会、同連合会、 全国人権擁護委員連合会を法定	保護司会、同連合会、保護司選考会を法定	民生委員協議会、民生委員推薦会 を法定
iv 地方分 権 改 革 の動向	なし	地方分権改革推進委員会第2次 勧告(20 年 12 月)において、人権 擁護委員法の委員委嘱に係る規 定については、「義務付け・枠付け の存置を許容する場合のメルクマ ール」に該当しないものとして、見 直すべき旨の指摘がなされてい る。	なし	地方分権改革推進委員会第1次 勧告(20年5月)において、民生委員 の委嘱手続を簡略化するよう指摘が なされている。
v 業務・職 務に関連 する法律	なし	「人権教育及び人権啓発の推進 に関する法律」	「更生保護法」	「生活保護法」、「身体障害者福祉 法」、「児童福祉法」等多数